

○探偵業の業務の適正化に関する法律施行手続に関する訓令

平成19年6月15日

本部訓令第14号

改正 令和元年12月5日本部訓令第14号

令和3年8月31日本部訓令第11号

令和5年2月14日本部訓令第3号

令和6年3月29日本部訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則(平成19年6月県公安委員会規則第9号。以下「公安委員会規則」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号・6年10号〕)

(営業の届出)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、法第4条第1項の規定による届出を受理したときは、所定の事項を審査するとともに、警察本部長(以下「本部長」という。)に通報するものとする。

2 前項の規定により通報を受けた本部長は、探偵業受理番号簿(別記様式第2号)により受理番号を確定して、当該署長に通報するものとする。

3 前項の規定により通報を受けた署長は、当該届出者に受理番号を通知するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号・6年10号〕)

(台帳の作成)

第3条 署長は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、探偵業届出台帳(別記様式第3号。以下「台帳」という。)を作成するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令第10号〕)

(廃止等の届出)

第4条 署長は、法第4条第2項の規定による届出を受理したときは、台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号・6年10号〕)

第5条 削除

(削除〔令和6年本部訓令第10号〕)

第6条 削除

(削除〔令和6年本部訓令第10号〕)

(報告又は資料の提出要求)

第7条 署長は、法第13条第1項の規定により、その業務の状況に関して報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、本部長にその旨を報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

(立入検査)

第8条 法第13条第1項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに該当する場合において署長が指示して行うものとする。

(1) 本部長が指示した場合

(2) 行政処分をした後において、その履行状況を確認する場合

(3) 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じない場合

(4) 探偵業者の営業に関して苦情があった場合又は法令違反の疑いがある場合

(5) その他特に必要と認める場合

2 警察職員は立入検査を行ったときは、立入検査実施結果報告書(探偵業)(別記様式第4号)により、署長に報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

第9条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(行政処分該当事案の通報及び行政処分の上申)

第10条 署長は、法第14条及び第15条に規定する処分事由に該当する事案を認知した場合は、当該営業に係る営業所の所在地を管轄する署長に行政処分事由該当事案通報書(別記様式第6号)により通報するものとする。

- 2 前項の規定により通報を受けた署長は、営業停止命令又は営業廃止命令を行う必要があると認める場合は、行政処分上申書(別記様式第7号)に疎明資料を添えて本部長に上申するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号・6年10号〕)

(処分通知)

第11条 本部長は、法第15条第1項に規定する営業の停止を命ずる決定があったときは、公安委員会規則第4条第1項に規定する営業停止命令書を作成し被処分者の営業所を管轄する署長あてに送付するものとする。

- 2 前項の規定は、法第15条第2項の規定による営業の廃止を命ずる決定があった場合に準用する。

この場合において、同項中「公安委員会規則第4条第1項に規定する営業停止命令書」とあるのは「公安委員会規則第4条第2項に規定する営業廃止命令書」と読み替えるものとする。

- 3 第1項及び前項の規定により営業停止命令書又は営業廃止命令書の送付を受けた署長は、被処分者に対し当該書面を交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

第12条 削除

(削除〔令和6年本部訓令10号〕)

(事件検挙等の報告)

第13条 署長は、法に係る法令の違反事件を検挙したときは、その状況を探偵業関係法令違反検挙報告書(別記様式第8号)により本部長に報告するものとする。

- 2 署長は、前項に定めるもののほか、探偵業者及び従業者による他法令違反事件を検挙したときは、前項の規定に準じて報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和元年12月5日本部訓令第14号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日本部訓令第11号)

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和5年2月14日本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日本部訓令第10号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。